



おけと

ふれあいネットワーク 平成27年4月1日発行

社協だより

64

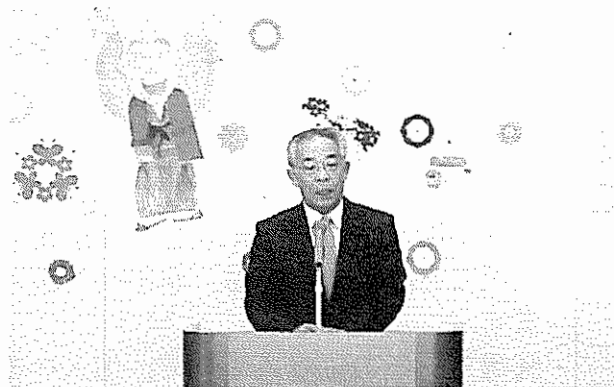
発行 社会福祉法人 置戸町社会福祉協議会

置戸町字置戸246番地の3(宮下) 置戸町地域福祉センター内 TEL 52-3347

平成26年度 ふれあい昼食交流会

2月17日(火)おひとりでお生活している70歳以上の方が集まり、仲間づくりや交流を目的としたふれあい昼食交流会が、今年度は過去最多の58名の方の参加をいただき、置戸町地域福祉センター「ほのか」で開催されました。

今年度もそば打ち愛好会・置戸町ボランティアつつじの会境野地区・川向地区カラオケ愛好会のみなさんからのご協力をいただき、楽しいひとときを過ごすことができました。



この社協だよりは、共同募金の助成金により発行しております

タクシーチケット交付します

置戸町社会福祉協議会では、町内の病院等に通院している65歳以上の方や、身体障がいを持っている方を対象として1枚がタクシーの初乗り料金相当のタクシーチケットを交付しています。

交付の条件は以下のとおりとなりますので、チケットをご希望の方・相談のある方は社会福祉協議会までご連絡下さい。(☎52 - 3347)

交付の条件等

○65歳以上の方

- ・町内の病院等から2キロメートル付近に居住し、バス等による通院が困難な方が対象となります（距離は社会福祉協議会で調べさせていただきます）
- ・チケットは通院の際に利用可能となります

○身体障がいをお持ちの方

- ・視覚障害（1級または2級に該当する方）、下肢・体幹障害（1級または2級に該当する方）、心臓・じん臓または呼吸器の機能障害（1級に該当する方）
- ・チケットは外出でタクシーを利用する際に利用可能となります

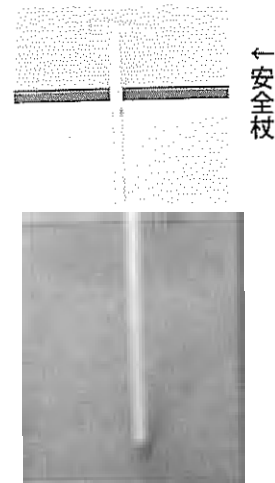
○共通の注意事項

- ・年間48枚のタクシーチケットを交付し、月間の使用枚数は自由ですが、年度内で使い切ってしまった場合次年度まで再交付はいたしません
- ・利用できるタクシーは「有限会社置戸ハイヤー」が運行するタクシーのみとなります
- ・利用できるのは本人のみで、他人への譲渡は一切認めません（ただし、介助等のため利用者と同乗するのはかまいません）

安全杖を交付します

社会福祉協議会では、歩くのに杖が必要な方や、杖があれば安心して歩くことができる65歳以上の方に、反射板付きの安全杖を無料で交付しています。

詳しくは社会福祉協議会(☎52-3347)までお問い合わせ下さい。



生活福祉資金貸付のご案内

資 金 の 種 類		
総合支援資金	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要で生活費で賄うことが困難な費用
福祉資金	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住宅の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費
	緊急小口資金	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸し付ける少額の費用
教育支援資金	教育支援費	・低所得世帯に属する方が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費
	就学支度費	・低所得世帯に属する方が高等学校、大学又は高等専門学校に入学するのに必要な経費
不動産担保型	不動産担保型生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

※これらの制度は、原則として連帯保証人が必要となります。また、保証人がいる場合はほとんどが無利子となりますが、いない場合は年1.5%の利子がつくこともあります。さらに、一部の資金は連帯保証人の有無に関わらず利子がつきます。

生活福祉資金は、地域の民生委員さんの協力を得ながら返済していただくこととなりますので、ご了承願います。

貸付限度額や貸付条件など、詳しいことは社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。

連絡先

- ・地域の民生児童委員
- ・置戸町社会福祉協議会事務局 (☎ 52-3347)

社会福祉協議会一般会費の 納入にご協力をお願いいたします

社会福祉協議会事業費の一部として充てております一般会費の納入に毎年ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。今後ますます増大する福祉の需要に対処し、福祉事業の拡大強化を図ってまいります。各自治会長さんに一戸 350 円で会費ご負担依頼申し上げますので、特段のご理解をお願いいたします。

老人ホームでは あて布を募集しております。

◎適する布

直接肌につけますので、古くなったタオル類、シーツ、Tシャツ、肌着等の綿製品。色や柄は問いません。もちろん新品でもかまいません。

◎適さない布

水分を吸わない材質で、Yシャツ、ジャージ、ジーパン、パンツ、靴下、背広、コート、着物、布団カバー、糊付けした物などです。

◎お問合せ・持ち込み先

養護老人ホーム常楽園 (☎0157-53-2121)

特別養護老人ホーム緑清園 (☎0157-52-3355)

平成26年度介護者の集い

2月12日(木)に在宅で介護している方の親睦・交流とリフレッシュを図ることを目的として、置戸町と社会福祉協議会の共催で「介護者の集い」が地域福祉センターほのかで開催されました。

交流会ではそば打ち愛好会「無口の手八丁」の方を講師としてそば打ちを行ったり、フラワーアレンジメントを行うなどして、介護者同士の交流を深めていただきました。

介護保険サービスに関する 自己評価を実施しました

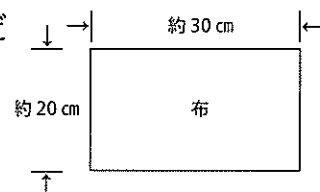
介護保険サービス評価に関する、訪問介護事業所と通所介護事業所の自己評価を実施しました。これらの評価内容は社会福祉協議会で自由に閲覧できます。

◎大きさ等

約30cm×20cmにお切り下さい。

硬い部分は取り除いて下さい。

切らずにそのままいただいても問題ありませんが、上記の大きさに切っていただくと助かります。



福祉なんでも相談

◎随時受付しております

◎事務局長・福祉活動専門員が対応いたします

◎福祉のことなら、なんでもご相談下さい

◎お電話によるご相談も受付いたします

☆開催日時

毎週月～金曜日(祝祭日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

☆場 所

置戸町宮下 地域福祉センターほのか

☆電話番号 52 - 3347 (直通)

(社会福祉協議会直通のお電話となります)

御相談下さい

?

?